短期入所型

自己負担9,600円 1泊2日(24時間)の 宿泊サービス

通所型

自己負担4,800円 日帰り(8時間)の サービス

☎ 0748-52-65福祉保健課 保健担当 0748-52-6574

2.サービスの種類と利用日数・時間

のお母さんとその赤ちゃんで、次の ①出産後、心理的または身体的な不 ①~③のいずれかに該当される方 日野町に住所がある産後1年未満

※母子が感染症にかかっている場合 ることが困難な方 や心身の不調または疾患があり、

③育児支援が必要な方

医療的介入を要する場合はご利用

いただけません。

②出産後、家族などから支援を受け 調により支援を必要とされる方

4 利用方法

生活の相談など

アドバイス)

①福祉保健課保健担当へ申請してく ださい。

③その後、利用の決定、利用日の調整 を行います。 を聞かせていただきます。 ②保健師がお母さんやご家族の様子

※連絡なく利用されなかった場合の ります。 キャンセル料は利用者の負担とな

ます。

町が指定した施設を利用いただき

出産後のお母さんのケア、 育児をサポートする 日野町産後ケア事業を 開始します



ケアの内容

できます。

3

産後の身体的ケア、健康管理につ いてのアドバイス

1

利用対象者

風呂の入れ方、授乳の方法などの 育児や授乳の相談(オムツ交換、お 産後の心理的ケア、サポート

※生活保護世帯、町民税非課税世帯 ※1人当たりの利用は、短期入所型 ます。 り自己負担の免除を受けることが に該当する場合は、事前申請によ と通所型を合わせて7日以内とし

対象となる方には、届出書類を送付していますので、必ず期間内に提出してください。

制度名	児童扶養手当	特別児童扶養手当
支給条件	◎父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない子どもの母または父◎父または母が身体等に重度の障がいがある子どもの母または父	◎身体や精神に中程度以上の障がいがある子どもを養育している父もしくは母◎父母にかわってその子どもを養育している方
対象児童	18歳になった最初の3月31日までの児童	身体または精神に中度以上の障がいがある 20歳未満の児童
手当額	全部支給 月額43,070円 一部支給 月額10,160円~43,060円 2人目の子ども…上記金額に5,090円~10,170円を加算 3人目以降の子ども…1人につき3,050円~6,100円を加算	子ども1人あたり 1級(重度) 月額52,400円 2級(中度) 月額34,900円
所得制限	世帯の所得による制限があります。前年の所得が一定額以 上ある場合は手当の一部または全部が支給停止となります。	世帯の所得による制限があります。前年の 所得が一定以上ある場合は手当が支給停止 となります。
届出期間	現況届 8月1日(月)~8月31日(水)	所得状況届 8月12日(金)~9月12日(月)

ひとり親家庭の皆さんを対象に、年に数回、県や市町の各種情報をお届けする「ひとり親家庭サポート 定期便」を発行しています。滋賀県ひとり親家庭福祉推進員がご自宅までお届けしますので、ご希望の方は、子ども 支援課でお申し込みください。

> ◆問い合わせ先 子ども支援課 子ども支援担当 **5** 0748-52-6583

みんなで支えあう

国民健康保険

医療費が高額になるときは… 高額療養費制度・限度額適用 認定証をご利用ください

高額療養費制度について

高額療養費は、医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた金額について申請により支給を受けることができる制度です。(ただし、保険適用とならない診療や、入院時の差額ベッド代、食事代等は支給対象となりません)

自己負担限度額は、70歳未満の方と、70歳以上の方(後期高齢者医療制度対象者を除く)で異なり、また世帯の所得区分によっても異なります。

●70歳未満の方 同じ方が同じ月に、同じ医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。**7

	自己負担限度額			
別侍安什	年3回目まで	年4回目以降*3		
901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円		
600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円		
210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円		
210万円以下	57,600円			
住民税非課税*2	35,400円	24,600円		

●70歳以上の方 同じ月に医療機関に支払った自己負担額が下表の限度額を超えた場合に対象となります。*7

所得区分		自己負担限度額				
		外来 [個人単位]	外来+入院 [世帯単位]	外来 [個人単位]	外来+入院 [世帯単位]	
		年3回目まで		年4回目以降*3		
現役並み 所得者 ^{※4}	課税標準額*690万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%		140,100円		
	課税標準額*6380万円超	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%		93,000円		
	課税標準額※6145万円超	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%				
一般		18,000円 (年間144,000円上限)	57,600円	44,400円		
住民税	II ** 2	9 000TI	24,600円	_		
非課税	I *5	8,000円	15,000円	_		

- ※1 同一世帯のすべての国民健康保険被保険者の年間基準所得額。
- ※2 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の方。
- ※3 過去12か月の間に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けたときの自己負担上限額。
- ※4 同一世帯に一定所得(145万円)以上の70歳以上の国民健康保険加入者がいる世帯。
- ※5 同一世帯の世帯主およびすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税で、所得が一定基準に満たない方。
- ※6 課税標準額とは、地方税法上の各種所得控除後の所得。
- ※7 1つの医療機関等での自己負担額では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担額(70歳未満の方は21,000円以上)を合算することができます。

限度額適用認定証等の交付について(更新受付を行っています)

手術や入院等によりひと月の医療費が高額になることが事前に分かっている場合は、医療機関への支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」や自己負担限度額と入院中の食事代が減額となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を対象の方に交付しています。

これらの認定証の有効期限は7月31日となっていますので、8月以降も引き続き必要とされる場合は、事前に 郵送した申請書を住民課保険年金担当まで提出してください。

新たに認定証を必要とされる場合は、被保険者証、個人番号(マイナンバー)がわかる書類、本人確認ができるものをお持ちのうえ、住民課保険年金担当で申請してください。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎ 0748-52-6584